相生市自治基本条例市民検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 相生市民が主体となってまちづくりを進めるための条例を策定することを目的として、相生市自治基本条例検討委員会(以下「委員会」という。) を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、相生市民が主体となってまちづくりを進めるための条例の 策定について助言及び提言を市長に行う。

(組織)

- 第3条 委員会は、相生市民が主体となってまちづくりを進めることについて、 意欲と見識を有する者のうちから、市長が委嘱した者(以下「委員」という。) をもって組織する。
- 2 委員会の委員は、20人以内とする。

(運営)

- 第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。
- 2 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。ただし、委嘱後、委員長、副 委員長が選出されるまでの会議は、市長が招集する。
- 3 委員長は、委員会を招集し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代 理する。
- 5 会議の運営について、専門的知識等の必要があると認めるときは、関係者 の出席を求めて、意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、企画財政課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この訓令は、平成23年7月1日から施行する。